

議第38号

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中 「

格	技	場
---	---	---

」 を 「

多	目	的	室
---	---	---	---

」 に、

「 ス ポ ー ツ 会 館 」	会 議 室 A	1, 250	2, 120
	会 議 室 B	860	1, 250

を 「
ス ポ ー ツ 会 館

会 議 室	500	850
-------	-----	-----

」に改め、同項第2号の表中

「 ス ポ ー ツ 会 館 」	ス ポ ー ツ 会 館	体 育 室	1 人 2 時 間につき	260	1 人 2 時 間につき
		ト レ ー ニ ン グ 室	同	260	同

410	1 人 2 時 間につき	580
410	同	570

を 「

草 野 球 場	同	260	同
ス ポ ー ツ 会 館	体 育 室	1 人 2 時 間につき	260
			1 人 間に

320	同	460
2 時 つき	410	1 人 2 時 間につき
		580

に改め、同表注3中「草野球場」の右に「（貸切り使

用に限る。）」を加え、「格技場」を「多目的室」に改め、同表注5中「草野球場」の右に「（貸切り使用に限る。）」を、「限る。）」の右に「もしくは多目的室」を加え、同表注6中「格技場、卓球場またはトレーニング室」を「多目的室または卓球場」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。